

岡崎市環境基本条例の解説



平成 18 年 1 月

岡 崎 市

目 次

前文	1 頁
第 1 章 総則	3 頁
第 1 条 目的	
第 2 条 定義	
第 3 条 基本理念	
第 4 条 市民の責務	
第 5 条 事業者の責務	
第 6 条 市の責務	
第 7 条 各主体の協働	
第 8 条 滞在者の責務	
第 2 章 施策の方針等	11 頁
第 9 条 施策の策定等に係る基本方針	
第 10 条 環境基本計画	
第 11 条 施策の策定等と環境基本計画との整合	
第 12 条 年次報告書の作成等	
第 3 章 参画と協働のための施策	14 頁
第 13 条 情報の収集及び提供	
第 14 条 市民等の意見の反映	
第 15 条 市民等の自発的な活動の促進	
第 16 条 環境教育及び環境学習の推進	
第 4 章 施策の推進	19 頁
第 17 条 水源のかん養機能及び水の浄化機能のための森林の保全	
第 18 条 開発事業等に係る環境への配慮の促進	
第 19 条 歴史的文化遺産を活用したまち並みの形成等	
第 20 条 地球環境保全の推進	
第 21 条 調査、監視及び測定体制の整備	
第 22 条 環境への負荷を低減させる措置等	
第 5 章 岡崎市環境審議会	24 頁
第 23 条 設置	
第 24 条 所掌事務	
第 25 条 組織	
第 26 条 委員	
第 27 条 会長	
第 28 条 運営	
附則	27 頁

＜条例の特徴＞

- (1) 市民・事業者・市のそれぞれの責務の役割分担により、各々の3主体が相互に協働することで、環境の保全及び創造に取り組むこと。加えて、滞在者にも環境に対する配慮、協力を求めること。(第3条の基本理念、第4条から第7条までの各主体の責務・協働、第8条の滞在者の責務)
- (2) 貴重な環境資源を活かした環境教育・環境学習を積極的に推進し、市民が豊かな環境を享受、共有することにより、条例で規定した理念を実現していくことができる人材育成を推進すること。(第16条)
- (3) 環境に関する情報の収集・提供、市民等の意見反映、市民等の自発的な活動の促進などを「第3章 参画と協働のための施策」としてまとめ、「第4章 施策の推進」とともに、3つの主体が円滑に環境施策・環境活動に取り組むことができる構成としたこと。
- (4) 環境審議会(環境基本法)と廃棄物減量等推進審議会(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)とを統合し、環境に関する審議機関の効率的な運営を図ること。(第23条)

区 分	条 例 文
前文	私たちのまちは、愛知県のほぼ中央、美しい山並みの広がる①<u>三河高原</u>と肥沃な②<u>岡崎平野</u>が接する位置にあり、緑多き森林とこれから流れ出る矢作川、乙川、男川などの清流のある豊かな自然環境に恵まれている。また、古くから交通の要衝、東海道屈指の宿場町として発達し、中心地を流れる乙川と徳川家康公生誕の岡崎城を望む風景に代表されるように、悠久の歴史と伝統を今に伝えとともに、産業、文化、学術など多様な機能を備えた西三河の③<u>拠点都市</u>として発展を続けている。 しかしながら、こうした都市の発展を支えてきた社会経済活動は、私たちの生活に利便性や物質的な豊かさをもたらす一方で、身近な環境への影響はいうまでもなく、④<u>地球温暖化</u>など地球的規模の問題へと拡大し、人類を含むすべての生物の存続基盤に深刻な影響を及ぼし始めている。 もとより、私たちは誰もが、環境への負荷が少なく、⑤<u>持続的な発展が可能な社会</u>の下で⑥<u>健康で安全、安心かつ文化的な生活</u>を営む権利を有しているだけでなく、こうした環境を守り、育み、さらに将来の世代へ引き継いでいく責務を担っている。 このような認識の下、今こそ私たちは、積極的にこれらの役割を自覚し、協働して、かけがえのない地域の自然環境と地域の特性を生かした⑦<u>社会経済活動</u>との調和を図りながら、これまで以上に環境への負荷の少ないライフスタイルを推進し、良好な環境の保全及

	び創造を実現するため、ここに、この条例を制定する。
--	---------------------------

趣旨 前文は、本市の自然環境の特徴を掲げ、また、環境問題の現状を簡潔に表現した上で、環境への負荷に対する私たちの認識を示し、額田町との合併後、本市が目指すべき環境に配慮したまちづくりの方向性を規定するものです。

また、前文は、本則と一体となって各条項の運用上や解釈上の指針としても重要です。

そして、この条例の究極の目的である第1条に繋がっています。

なお、「基本条例」とは、制度、施策に関する基本方針を明示することにより基本的施策の方向を示すことを主な内容とする理念に関する条例です。

解説

① 「三河高原」

矢作川流域の東部に広がる山地が「美濃三河高原」と呼ばれています。この美濃三河高原は、平野のように平らではなく、なだらかで、高さの揃った山並みが続いています。山々の大部分の地質は花崗岩です。本市では、市のホームページ等で「三河高原」と略して表記しており、その表記に倣ったものです。

② 「岡崎平野」

愛知県の北東は、美濃三河高原が続き、その南から西にかけて濃尾平野、岡崎平野、豊橋平野があります。（岡崎市教育委員会発行 郷土読本「おかざき」（3・4年下巻）から抜粋）

③ 「拠点都市」

平成17年1月策定の「新まちづくりプラン（新市建設計画）」の中で「西三河地域の拠点都市」との表現からの引用です。なお、平成11年3月策定の「環境基本計画」や、平成12年3月策定の第5次岡崎市総合計画では「西三河の中心都市」との記載があります。その時々により、表現に揺れがありますが、直近の「新まちづくりプラン」の表記に合わせたものです。

④ 「地球温暖化」

人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいいます。

⑤ 「持続的な発展が可能な社会」

健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会をいいます。

⑥ 「健康で安全、安心かつ文化的な生活」

環境基本法（平成5年法律第91号）においても「健康で文化的な生活」、言い換えれば、「人間の尊厳にふさわしい生活」を確保する上で、環境の保全を図る

ことがきわめて重要であることを第1条の目的の中で明示し、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進すべきことを規定しています。本市においては、さらにその生活に、「安全」と「安心」をも取り込んだ生活の実現を目指していくものとします。

⑦ 「社会経済活動」

社会の中で、個人や企業などが生活や消費といった活動を行うことを指します。

第1章 総則

区 分	条 例 文
目的	第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、<u>①環境の保全及び創造</u>に関する施策及び活動の基本となる事項を定めることにより、これらを総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全、安心かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。 合併マスコット キャラクター  水の妖精：きらら 緑の妖精：はっぴー ○緑の妖精・「はっぴー」 名前の意味：緑がたくさんあって、住民みんなが幸せになれるように… ○水の妖精・「きらら」 名前の意味：額田・岡崎を流れる川の水、住民がいつもキラキラ輝けるように…

趣旨 第1条は、この条例の全体像を表しており、(1)基本理念を定めること、(2)市民、事業者、市の責務を定めること、(3)環境の保全及び創造に関する施策及び活動の基本となる事項を定めること、の3項目を明らかにし、本市が目指す環境の保全及び創造に関する施策及び活動を、総合的かつ計画的に推進していき、現在及

び将来、即ち合併後の新岡崎市の市民をも含めたわたしたちが、健康で安全、安心かつ文化的な生活の向上が図られるように共通の認識を持つことを目的としています。

解説

① 「環境の保全及び創造」

「環境の保全」は、環境基本法にあるとおり、大気、水、土壌等の環境の自然的構成要素及びそれらにより構成されるシステムに着目し、その保護及び整備を図ることによって、これを人にとって良好な状態に保持することを中心的な内容とするものです。つまり、清浄な水や大気、静けさ、良好な自然環境の確保などが代表的な例として挙げられ、「健全で恵み豊かな環境の保全」を目指すものです。

本条例においても、「環境」とは、社会的なニーズや市民意識の変化に伴って変遷していくものとしてとらえるとともに、広く自然環境や生活環境、住環境、都市環境等を含むものとして捉え、その「保全」については、環境基本法の「環境の保全」の考え方を踏襲するものです。

また、「創造」とは、「保全」するにとどまらず、「ゆとりと潤いのある美しい環境の創造」を目指すものです。

本市の地形状況は、南西部に広がる田園地域や北東部に広がる森林地域と相まって、矢作川と乙川との合流点を中心に都市部が形成されてきました。加えて、額田町との合併で、より多くの森林等の自然環境が本市の財産となります。

しかし、現状では、都市部の周辺地域において、都市機能が広がりつつあり、その過程で、田園や森林を含めた開発行為等がなされ、少なからず自然が喪失されています。

このような状況の中で、持続発展可能な都市づくりを進めていくためには、自然環境と調和のとれた快適な環境を創り出すための様々な取組が必要であり、今ある現状の保全に限らず、より新しい施策をつくり出すことも含めて「創造」という用語を用いています。

区 分	条 例 文
定義	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。 (2) 公害等 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭その他の環境の保全上の支障によって、人の

	健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。 (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で安全、安心かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
--	--

趣旨 この条例で規定する「環境への負荷」、「公害等」、「地球環境保全」について、定義をしています。

人の活動は、環境から鉱物、化石燃料、食糧、木材等の有用なものを取り入れ、環境中に気体・液体・固体の不要物を棄てながら成り立っています。人の活動を将来にわたり維持していくためには、有用なものの供給源と不要物の吸収源としての環境を良好な状態に維持することが不可欠です。

しかしながら、前文でも触れているようにわたしたちの社会が、利便性や物質的な豊かさが増し、発展するにつれて、環境から取り入れる有用物の量、環境中に棄てる不要物の量が自然の回復能力を超え、その結果、供給源と吸収源としての環境が大きくバランスを崩していくのです。

わたしたちの社会経済活動を持続可能なものとしていくためには、究極的には、「自然から採取する再生可能資源の量を自然の再生能力の範囲として、自然に排出する物質の量を、自然が受容可能な量にすることを目指すことが大切」なのです。

このような認識をもち、わたしたちの活動により環境に加えられる影響で、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの、また、自然の回復力を超えたものを「環境への負荷」と定義し、その低減施策を講じていきます。

次の第2号関係では、この条例上、「公害等」の範囲を明らかにしています。旧公害対策基本法の定義を引き継ぎ、平成5年に制定された環境基本法などで法的に定着した用語ですので、この条例でもそのまま引用しています。また、この条例で保護しようとしている「生活環境」は、常識的な意味で理解されている生活環境のほかに、わたしたちの生活に密接な関係のある財産や動植物とその生育環境までも含むことを明記しています。さらに、「その他環境の保全上の支障となること等」については、典型7公害の範疇以外の電波障害、新たな化学物質による汚染（環境ホルモンなど）や光害（ひかりがい）までも含めた概念としています。

そして、第3号では、「地球環境保全」の考え方として、地球温暖化をはじめとする地球的規模の環境問題を取り上げることとし、地球全体の、あるいはその広範な部分の環境に影響を及ぼすということに着目した定義としています。

区 分	条 例 文
基本理念	第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全、安心かつ文化的な生活を営むことのできる自然と調和の取れた恵み豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びに将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。 2 環境の保全及び創造は、人の生活が大気、水、土壌その他の環境の構成要素の恩恵の上に成り立っていることにかんがみ、その適正な保全を図り、もって環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会が構築されることを目的として行われなければならない。 3 環境の保全及び創造は、市民、事業者及び市がその役割を分担し、相互の協力の下に行われなければならない。 4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で安全、安心かつ文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、積極的に推進されなければならない。

趣旨 この条例の根本的な理念を掲げています。

第1項

環境の保全及び創造がわたしたちにとって欠くことのできない根本の理由は、将来の世代までも含めた「市民」が、「健康で安全、安心かつ文化的な生活を営むことのできる自然と調和の取れた豊かな環境」を「確保」し、「向上」し、限りなく「継承」されていくことです。このことをわたしたちが「共通の認識」としなければなりません。

第2項

環境の持つ復元能力、生物等の生存基盤及び資源などは、いつまでも当たり前存在するわけではなく、有限性があることを常に意識し、これらを失うことのないように努力していく必要があります。そのために、誰もが環境への負荷の少ない、持続的な発展を可能にするまちづくりをしていかなければならないという理

念を述べています。

第3項

わたしたちは、共通の財産である環境を市民、事業者及び市の相互の協力により、それぞれが役割分担をしつつ、協働して環境の保全及び創造に努めていかなければなりません。いったん悪化してしまった環境を取り戻すことは、莫大な費用負担と想像以上の時間を要します。市民、事業者及び市の3者が、相互に理解しあいながら協力することが肝要です。

第4項

今や、環境問題は、本市を取り巻く一つの地域だけで語ることはできず、地球規模の問題となっています。地球温暖化をはじめとしたこれらの問題の解決は、人類共通の課題となっています。地球規模の問題とは言え、日常生活や地域における事業活動などの小さな単位での取組の積み重ねが大きな成果を生むことになります。ですから、すべての社会経済活動のなかで地球環境保全に積極的に取り組んでいくことを忘れてはなりません。

区 分	条 例 文
市民の責務	第4条 市民は、基本理念にのっとり、住みよい生活環境を築くため、日常生活において自らの行動が良好な環境を損なうことがないように互いに配慮しなければならない。 2 市民は、①製品等が②廃棄物等となることを抑制するとともに、③循環資源となったものについて適正に④循環的な利用が行われることを推進し、環境への負荷の低減に努めなければならない。 3 前2項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に関する活動（以下「環境活動」という。）に自ら積極的に取り組むように努めなければならない。

趣旨 今日、取り組んでいかなければならない環境問題の多くは、自動車等による大気汚染、生活排水等による水質汚濁など、都市生活型の問題や、地球温暖化問題、廃棄物の排出量の増大などにみられる事業者の事業活動によるものだけでなく、市民の日常生活に伴って生じてくる環境への負荷の集積により発生しています。

このような問題の解決には、わたしたちひとり一人の日頃からの取組が非常に重要であり、特に、市民の個々のライフスタイルを環境への負荷の少ないものに変えていくように取り組むことが不可欠です。

このため、第1項では、市民が日常生活における生活排水による水質汚濁の防止、自動車等の使用による大気汚染等の公害防止、廃棄物等の不適正処分・ポイ捨て、不法投棄による生活環境・自然環境の破壊などの環境への負荷の低減に努めな

ければならないこととしています。

第2項においては、循環型社会形成のために、製品等の購入に際し、マイバックの利用等を推進し、過剰包装を断ったり、すぐに不用になるような製品等を買控え、購入等をした製品はなるべく長期間使用することで、製品等が廃棄物等になることを抑制し、また、再使用品や再生品を積極的に利用し、あるいは循環資源が分別して回収されることに協力すること等により、循環資源の循環的な利用を、市民ひとり一人が図らなければならないと規定しています。

また、第3項については、それ以外にも広く環境の保全及び創造に関する活動に自ら積極的に参画することを規定したものです。

解説

① 「製品等」

循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）を受け、「製品」や「原材料」をいいます。

② 「廃棄物等」

同じく循環型社会形成推進基本法に規定されている「廃棄物等」をいい、「廃棄物」に加え、使用済物品、人の活動に伴い副次的に得られた物品まで含んだ概念です。有価物・無価物、循環的な利用が行われる物品・処分される物品に区分の範疇があります。

③ 「循環資源」

廃棄物のうち有用なもの、即ち循環的な利用が可能なもの及びその可能性があるものをいいます。

区 分	条 例 文
事業者の責務	第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、良好な環境を損なうことがないように、自らの責任と負担において、これに伴って生ずる公害等を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。 2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、原材料、製品等が廃棄物等となることを抑制するとともに、原材料、製品等が循環資源となった場合には、これらについて自ら適正に循環的な利用を行い、又はこれらについて適正に循環的な利用が行われるようにするために必要な措置を講じなければならない。 3 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、前項の措置を講じても発生する廃棄物等については、自らの責任において適正な処分を行い、又は適正な処分が困難とならないようにするために必要な措置を講じなければならない。

	4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動において、環境活動に自ら積極的に取り組むように努めなければならない。
--	---

趣旨 第3条で規定した基本理念において、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減すること等によって、持続的に発展することが可能な社会を築き上げていくことが重要であることなどを受け、事業者についても事業活動のすべての段階において環境の保全及び創造に配慮した活動、即ち環境活動を求めることとしています。

環境への負荷の原因者としては、いわゆる事業者に限らず、生活排水や家庭ごみなどの例に見られるように市民も原因者となっています。しかしながら、環境の保全上の支障に対する個々の原因者としての環境への負荷の量が、一般市民と比較して事業者は大きいこと、一般に事業者は事業活動の促進のための各種の組織を保持しており、環境の保全と創造のための措置を実施できる相当の物的・人的能力を有していることなどの点で、事業者は、一般の市民とはその負うべき責務が自ずから異なっています。

このような見地から、事業者については、特に一般の市民とは異なる責務規定を置くこととしたものです。

第1項

公害等の防止又は自然環境の保全について、事業者は、自らの事業活動そのものが、直接に環境の保全上の支障を生ずる原因者となるため、その責務について規定したものです。

第2項

近年の社会経済活動の活性化、利便性を求めたライフスタイルの変化などにより、廃棄物の排出量が増加し、その種類も多様化しています。本項前段においては、まず、事業者が物の製造等の事業活動を行うに際しては、その事業活動に係る製品等が廃棄されることが少なくなるような措置、例えば、過剰包装の見直し、修理・部品交換が容易で長時間利用可能な製品の開発を図るなどの廃棄物等の発生抑制（リデュース）を責務とし、後段においては、循環資源となった場合は、事業者自ら再生資源の活用（リサイクル）、熱エネルギー等の有効活用など循環的な利用を積極的に図ることはもとより、製品等が消費者等によって使用又は廃棄されることにより環境への負荷が必然的に生ずることにかんがみ、拡大生産者責任の趣旨にのっとり、製造等の事業活動の段階で、再使用（リユース）可能な製品の製造、再生利用（リサイクル）しやすい製品の製造、消費者等に積極的に循環資源の再使用・再生利用が図られるような合理的・経済的な物流サービスの構築を図るなどを事業者の責務としています。

第3項

利便性を求めた消費者ニーズに応えるため、製品等は多様化し、合わせて処

理の困難な物が増大してきました。このような状況のなかで、前項において、廃棄物等の処理順位として、事業者は、まず廃棄物等の発生抑制（リデュース）、次に再使用（リユース）、そして、再生利用（リサイクル）・熱回収の推進を規定しています。それでも、事業活動において、発生する廃棄物等は、事業者は自らの責任において適正な処分を行うこと、消費者が製品等を廃棄するときに適正な処理が困難となることのないような製品等の開発、適正な処分方法についての情報提供等の必要な措置をとるべきことを規定したものです。

第4項

健全で恵み豊かな環境を確保するためには、本項は第1項から第3項までに定めるもの以外にも事業者が広く環境の保全及び創造に関する活動について、自ら積極的に努めるべき責務について規定したものです。

区 分	条 例 文
市の責務	第6条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的な施策（以下「環境施策」という。）を策定し、及び実施しなければならない。 2 市は、自ら事業活動を実施するに当たっては、環境活動に積極的に取り組むように努めなければならない。 3 市は、広域的な取組を必要とする環境施策及び環境活動を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と相互に連携して行うように努めなければならない。

趣旨 この条は、環境の保全及び創造に取り組む本市の立場と責務を明らかにしたものです。

市が率先して、これらの施策に取り組んでいく姿勢は、市民や事業者の行動の手本となるべきことは言うまでもありません。また、自動車公害・廃棄物処理といった市域を越えた環境問題が顕在化していることに鑑み、これらの広域的な課題の解決に向けて、他の団体とも連携を図りながら総合的な施策展開をしていく責務を明らかにしたものです。

区 分	条 例 文
各主体の協働	第7条 市民、事業者及び市は、それぞれの責務を果たすとともに、互いの立場を尊重し、公平かつ対等な立場で協働して環境施策及び環境活動を推進しなければならない。

趣旨 本条は、第４条～第６条に規定する市民、事業者及び市のそれぞれの責務に基づく主体的な取組について、それぞれの主体が公平かつ対等な立場で特性を認め合い、生かしあいながら地域の取り組むべき課題の解決など、共通の目的に向けて有機的な協力・連携する姿勢を規定したものです。

区 分	条 例 文
滞在者の責務	第８条 市内に滞在する者（市内を通過する者を含む。以下同じ。）は、その滞在に伴う活動が良好な環境を損なうことがないように配慮しなければならない。 ２ 市内に滞在する者は、良好な環境の保全及び創造の推進のため、積極的に環境施策及び環境活動に協力しなければならない。

趣旨 本市は、前文でも述べているように、古くから交通の要衝として、また、産業・文化などの拠点として、さらに観光地として栄えたまちであり、市民だけでなく、多くの人々が行き交うまちとしてにぎわっています。生活基盤が市内になくても、人々は、飲食やショッピングを楽しみ、自動車等の交通機関の利用、公共施設の利用等により少なからず環境に負荷を与えています。第３条の基本理念の推進は、第４条～第７条に規定する市民、事業者及び市がそれぞれの責務を推進し、協働するだけでは、到底達成できません。市域を行き交う人々も、市民と同じような責務を担うことで情報交換をし、互いに学び、刺激し合い、市域の環境だけでなく市域を越えた環境の保全及び創造の連携を図り、より良い環境施策及び環境活動が実施できるものと考えられます。

第２章 施策の方針等

区 分	条 例 文
施策の策定等に係る基本方針	第９条 市は、環境施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項が達成されるように努めるものとする。 (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるように公害等を防止し、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。 (2) 生き物の生息又は生育に配慮し、健全な生態系の確保を図るため、水資源及び森林資源の保全をするとともに、森林、樹林地、水辺地、河川、農地等を適正に維持管理し、人と自然との豊かなふれあいが確保されること。 (3) 潤いと安らぎのある環境を目指し、緑化の推進、水辺地の整

	備、良好な景観の確保、安全で安心できる住環境の向上、歴史的文化遺産の保全等が図られること。 (4) 廃棄物の発生抑制、減量化、資源化及び適正な処理、資源の循環的な利用並びに環境への負荷の少ないエネルギーの有効利用が推進されること。
--	---

趣旨 基本方針として、次の4項目を掲げています。

1つ目は、環境行政において公害等の防止に係る規制措置は今後とも重要です。自然環境や生活環境を良好とするためには、大気や水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持していかなければなりません。

2つ目は、人は、生き物を含めた自然とのふれあいにより、人間性の回復など、非常に多くの恩恵を受けています。人と自然の豊かなふれあいの場が適切に配置され、それらが有効に利用され、共生が図られるような施策展開が必要です。

そして、3つ目には、緑化の推進、水辺地の整備、良好な景観の確保、安全で安心できる住環境の向上などにより、潤いとやすらぎを感じていくことが無ければ豊かな生活はあり得ません。これらを保全していくことこそが心を豊かにすることです。

最後に、環境への負荷の少ない、限りある資源を循環できる持続可能な社会へ転換を図るためには、環境への負荷の少ない製品等が適正に評価され、社会経済全体のなかにこれらが組み込まれていくことが大切です。また、資源やエネルギーの循環的な利用や効率的な利用を一層進めていくことも忘れてはなりません。そのために、廃棄物の発生抑制・減量化・リサイクルなどや、太陽光などの自然エネルギーの活用、さらには、未利用エネルギーをも含めた幅広い総合的なエネルギー施策が強く求められます。

区 分	条 例 文
環境基本計画	第10条 市長は、<u>①環境施策及び環境活動を②総合的かつ計画的に推進</u>するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。 2 環境基本計画は、環境の保全及び創造についての目標、環境施策及び環境活動の方向その他必要な事項について定めなければならない。 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の意見を聴取し、これを環境基本計画に反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、

	第23条に規定する岡崎市環境審議会の意見を聴かなければならない。 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。
--	--

趣旨 この条では、第1項で、本市における環境の保全及び創造に関する基本的な計画として、環境基本計画（以下「計画」という。）を定めていくことを規定し、第2項で、その所掌事務について規定しています。なお、平成11年3月に策定した「岡崎市環境基本計画」については、この環境基本条例が制定され、当該計画の見直しをするまでの間は、この規定に基づいて策定された計画と見なします。

さらに、第3項では、計画の策定に当たり、積極的に、市民、専門家等の意見を聴取することのほか、岡崎市環境審議会での調査や審議を受けるように規定されています。

第4項では、当該計画は、策定後、速やかに公表するよう義務付けています。

最後の第5項では、計画変更の際も、策定時と同様に、一定の手続きが必要となることを明らかにしています。

解説

① 「環境施策及び環境活動」

本条例に規定する、事業活動や生活に伴って発生する公害等を防止し、自然環境を適正に保全し、廃棄物の減量に努めることなどをはじめとした個別の施策及び活動をいいます。

② 「総合的かつ計画的に推進」

「総合的」とは、環境に関する各種施策を、全体として有機的な連携を図りながら推進していくとともに、市民、事業者、市の各主体の取組も含め、全体として促していくことを指しています。また、「計画的」とは、将来を見通して、多様な施策を体系的に組み立てて実施していくことを指しています。

区 分	条 例 文
施策の策定等と環境基本計画との整合	第11条 市は、自らの施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るよう努めなければならない。

趣旨 第6条で市の責務を規定していますが、この条では、市の施策を立案・策定・

実施するに当たって計画の内容と合致したものとするを規定しています。

市は、環境への配慮を常に忘れずに、施策の実施後においても当該施策が与えた環境への影響に関する行政評価を行い、その結果を新たな施策展開に結び付けていくことができるように、たゆまぬ努力をしなければなりません。

区 分	条 例 文
年次報告書の作成等	第 12 条 市長は、環境基本計画に基づき実施された環境施策及び環境活動並びに① <u>環境の状況</u> について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

趣旨 この条では、市長が、環境の保全及び創造のために講じてきた施策と活動、本市の環境の現状等を、毎年度報告書としてまとめ、公表することを義務づけています。

報告書を作成し、実績等を公表することにより、市民、事業者、市のすべての主体が一体となって、わたしたちの環境の現状に対する理解と認識を深め、さらなる環境の保全と創造につながるよう、自発的かつ積極的な行動への動機づけに結び付けていきたいものです。

解説

① 「環境の状況」

自然環境、生活環境、住環境、都市環境などの本条例に規定される環境の現状をいいます。

第 3 章 参画と協働のための施策

区 分	条 例 文
情報の収集及び提供	第 13 条 市は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、① <u>個人、法人等の権利利益の保護に配慮しつつ</u> 、第 15 条に規定する市民等が行う自発的な環境活動並びに第 16 条に規定する環境教育及び環境学習に必要な情報を② <u>適切に提供する</u> ように③ <u>努めるものとする</u> 。

趣旨 「情報化社会」といわれるように、現代社会の多くの分野において、「情報」は、極めて多様な機能を果たしています。環境に関する情報も、適切に利用、活用すれば、行政と市民とのパートナーシップ関係をより良くするコミュニケーションの手段として重要な役割を担うと考えられます。環境情報の提供の必要性に関しては、環境基本法の第 27 条にも規定されています。

実際に、行政が持つ環境調査のデータなどの環境情報は、年次報告書や市広報紙に掲載されたり、インターネットのホームページで公開されたりしています。しかし、情報の多くは、専門知識が必要な場合が多く、市民にとって難しいものも少なくありません。

本条は、環境情報の収集と、得た情報をプライバシーに配慮しつつ、自発的な活動の促進並びに環境教育及び環境学習に役立つように市民にわかりやすく提供することについて規定したものです。また、第 16 条に規定した環境教育と環境学習をこの条文により担保しています。

今後は、市民が求める環境情報を的確に捉え、その情報を市広報紙やホームページなどさまざまな伝達手段を使って、早く、そしてわかりやすく繰り返し市民に伝えることが求められています。

解説

① 「個人、法人等の権利利益の保護に配慮しつつ」

市民等から情報提供の要請があった場合、「岡崎市情報公開条例」や「岡崎市個人情報保護条例」などの規定に従い、適切に情報の収集及び提供を行います。また、人だけではなく、動植物の絶滅危惧種の生息場所に関する情報管理などにも十分に配慮していきます。

② 「適切に提供する」

市民等の自発的な活動を促進するために、市は、環境について最新の情報を収集するように努め、情報を提供する際には、より効果的に情報を提供できるように情報伝達の方法も考慮することが必要です。

③ 「努めるものとする」

本条項の趣旨に照らして提供されることが必要と認識される情報であっても、提供の前提となる科学的知見が得られていない場合、市が保有していない場合など、提供できない場合があることなどから、「努めるものとする」としています。

区 分	条 例 文
市民等の意見の反映	第 14 条 市は、環境施策に <u>①市民等の意見を反映</u> することができるように必要な措置を講ずるものとする。

趣旨 第12条で市に義務づけられた「年次報告書」の内容などにより、市民等から本市に対して寄せられた意見や要望などについては、施策の実施に反映させるように努め、また、本市としても、受動的な意見聴取の反映のみならず、積極的に市民や事業者に対して、意見を聞く場を設け、その聴取に努めるものとします。

解説

① 「市民等の意見を反映」

「市民等」は、第10条での略称規定のとおり市民のほか、事業者を含んでいます。

市民等からの具体的な意見集約の機会としては、意見等を提出しやすい体制づくりを念頭に置き、環境施策に関するパブリックコメントをはじめ、シンポジウムや環境について話し合う会などのさまざまな機会を捉えて行っていきます。

なお、同時に市民等からの意見を集約して、それらに対する市としての考え方を明らかにしていきます。その結果、反映できるものは施策等に反映させることで、より一層の「参加型環境行政の実現」に向け、積極的に取り組んでいきます。

区 分	条 例 文
市民等の自発的な活動の促進	第15条 市は、市民等が自発的に行う環境活動を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

趣旨 市民等が、町内会で行う河川浄化活動をはじめとした環境美化活動や、古新聞・空き缶等の再生資源の回収などの自発的な活動を促進するため、本市は、これらの活動がより円滑に行うことができるように必要な措置を講じていきます。

具体的な例示としては、第16条で掲げている「おかざき自然体験の森」や「北山湿地」などでの「環境教育及び環境学習の推進」をはじめ、活動に関する相談や紹介・あっせん、リーダーの養成や団体の運営に関する研修、活動機会・場所の提供等が考えられます。また、小・中学校を対象とした生活排水対策に関する「環境教室」の実施などにも一層、積極的に取り組んでいきます。

さらに、「おおだの森」や「茅葺の里」をはじめとする「水とみどりの森の駅」での新たな取組にも努めていきます。

一方、環境への負荷を低減させるための事業者の自発的な活動が促進されるよう、市は必要な措置を講ずるとともに、その相談等に応じていきます。

区 分	条 例 文
環境教育及び環境学習の推進	第16条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、市民等による自発的な環境活動を行う意欲が増進されるようにするため、<u>①環境教育及び環境学習</u>が推進されるように<u>②必要な措置</u>を講ずるものとする。 

趣旨 今日の環境問題は、通常の世界経済活動や最も身近なわたしたちの日常生活に起因することが多く、これらの問題解決のためには、今後の世界経済活動のあり方や市民のライフスタイルを環境への負荷の低減の観点から見直していく必要があります。そのためには、社会を構成する全ての主体が人と環境とのかかわりなどについての基本的な知識を修得し、その理解を深めるとともに、環境の保全及び創造のために望ましい活動を行う意欲が促されることが必要となります。

国においても、持続可能な社会を築き上げていくためには、国民や民間団体などの自発的な環境にやさしい取組が大切であるとのことから、平成15年7月にいわゆる環境教育推進法（平成15年法律第130号）が制定されました。この法律では、学校教育における環境教育や、職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育について具体的な取組が盛り込まれており、環境教育及び環境学習の推進は、市民、事業者、市が協働して取り組むべき重要課題として位置づけられています。

したがって、本市もこのような認識に立ち、家庭や学校、町内会などの地域単位、あるいは職場など多様な場において、環境保全活動に取り組む意欲を高めていくための体験機会や情報の提供、人材の育成などの環境教育及び環境学習の推進に取り組んでいきます。

解説

① 「環境教育及び環境学習」

環境の保全及び創造についての理解を深めるために行われる環境の保全及び創造に関する教育及び学習をいいます。特に、この条例での「学習」という用

語は、「教育」の受け手として行われる「学習」という意味と、自然とふれあうことなど環境と関わる自らの活動を通じて自発的に行われる「学習」という意味の双方を持つものです。環境の保全や創造についての理解を深めるためには、後者の学習を欠かすことができません。

「環境教育」という言葉が定着したのは、1980年代からと言われています。環境庁（現環境省）は、1986（昭和 61）年に環境教育懇談会を設け、環境教育を環境行政の一つの柱として位置づけています。この懇談会の報告では、「環境教育とは、人間と環境のかかわりあいについて理解と認識を深め、責任ある行動がとれるよう国民の学習を推進することである。」と環境教育を定義づけています。また、環境教育推進法では、「環境教育」を「環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。」と定義づけています。

近年、上から下への「押しつけ」的なイメージへの反発などから、「環境教育」に代わり「環境学習」という表現が好まれています。結果的には、「学習」の過程の中にも「教育」は存在することから、「環境教育」、「環境学習」のどちらの表現を用いるかで、その意味する内容や取り組むべき課題などに変化があるものではありませんが、従来の詰め込み型の手法ではなく、市民ひとり一人が自発的、主体的に取り組むことができる手法で行うべきであり、その意味においては、「学習」的手法が重要であるといえます。

【参考】

「自主的」…他人の干渉や保護を受けず、自分から進んで行動するさま。

「自発的」…他からの命令などによらず、自分から進んで事を行うさま。

② 「必要な措置」

環境保全に関する情報の提供並びに環境保全に関する体験機会の提供及びその便宜の供与などを想定しています。

第4章 施策の推進

区 分	条 例 文
水源のかん養機能及び水の浄化機能のための森林の保全	第17条 市は、健全な水循環を回復し、及び維持するためには、森林の持つ水源のかん養機能及び水の浄化機能が重要であるとの認識のもと、水源のかん養機能及び水の浄化機能を高めるように森林の保全に関し必要な措置を講ずるものとする。 

趣旨 森林の機能として水源かん養機能があります。新岡崎市の森林の水は、乙川、青木川、巴川、郡界川、矢作川等へ安定的に流れ込んでおり、その水によりほぼ断水のない市民生活が営まれています。森林の水は、林業による整備に頼って保水してきましたが、木材価格の低下や重労働等により放置され、特に、人工林が荒廃し保水力が著しく低下しています。水源の確保は、安全で安心な市民生活の安定に欠かせないものであり、水源かん養林の保水力向上のため森林整備等に取り組んでいかなければなりません。

また、森林は、地球温暖化の緩和機能等としても大きな役割を占めています。二酸化炭素の吸収は、森林が成長過程であるほど、より効果を発揮します。現在の森林は、成長過程にある森林が、健全な成長状態となっておらず、本来の二酸化炭素の吸収機能を妨げています。また、成長がゆっくりとなっている高齢樹についても、高齢樹と幼齢樹との混合樹林として整備することにより、二酸化炭素の吸収を向上させることとなります。

水源かん養機能の向上は、地球環境保全機能、土砂流出防止等の森林がもつ多面的機能にも多大な効果をもたらすものとなるため、森林の保全について規定しています。

区 分	条 例 文
開発事業等に係る環境への配慮の促進	第18条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、環境への影響について適正に配慮することを促進するため、必要な措置を講ずるものとする。 

趣旨 この条では、市が、環境の保全のため、開発事業等に対して、環境への配慮を盛り込んだ事業計画を行うための重要な手法である環境影響評価や、生活環境、住環境への配慮方法について、その推進に努めることを規定しています。

環境影響評価は、市及び事業者が事業の実施に先立って、その事業が環境に及ぼす影響について、市及び事業者自らが調査、予測及び評価を行う制度です。そのためには、科学的な検討、事業区域やその周辺住民からの公害等の防止及び自然環境の保全のための意見聴取などを通じて、事業の適切な実施が図られることが必要であり、公害等の未然防止や環境の保全に資する重要な施策となっています。

また、開発事業等への環境配慮のため、本市では「岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例」(平成15年岡崎市条例第33号)で規定している周辺住民への事業説明会や、市長との事前協議制度による住環境、生活環境への配慮などを事業者に求めています。

区 分	条 例 文
歴史的文化遺産を活用したまち並みの形成等	第19条 市は、潤いと安らぎのある環境を確保するため、歴史的文化遺産の発掘、保存及び活用を通じて個性あふれるまち並みを形成するとともに、自然環境と調和のとれた魅力ある風景の保全に努めるものとする。 

趣旨 本市は、豊富な自然と歴史的な遺産によって育まれた都市で、岡崎を訪れる多くの人は、都市の中の緑や川に代表される自然に安らぎをおぼえ、岡崎城や大樹寺での歴史とのふれあいに都市の風格を感じられると思います。そして、これらの環境は生活するわたしたちの心に安堵感をもたらしています。また、北東部の森林地域や南西部の田園地域の風景は、都市にはない自然の恵みや安らぎと憩いの場を提供しています。この市民共通の財産である岡崎の自然と歴史は、都市をつくりあげる重要な構成要素であり、より魅力的な都市として維持し続けるためには、これらの自然や歴史的要素を市民生活の中に取り込むことが必要です。このような風景を将来にわたって引き継いでいくため、その保全を推進していきます。

加えて、新たに制定された景観法(平成 16 年法律第 110 号)の目的とする「都市等における良好な景観の形成を促進することにより、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ること」にも努めていきます。

区 分	条 例 文
地球環境保全の推進	第 20 条 市は、地域の社会経済活動による環境への負荷の積み重ねが、地球全体に影響を及ぼす問題の要因にもつながることを踏まえ、地球環境保全に関する施策を実施するに当たっては、国際機関、国又は他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

趣旨 人の活動が地球規模に拡大するにつれ、酸性雨、不正な廃棄物の越境移動に伴う環境汚染など国境を越えた広がりを持つ環境問題や、地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球規模で影響が生じる環境問題の存在が次第に明らかになってきています。

そして、社会的、経済的に相互依存関係を深めつつある諸国が協力してこのような問題の解決に当たらなければ、人類の生存と発展の基盤が失われてしまうという懸念が国際的に共有され、地球全体の持続可能な発展を目指した多くの国際的な枠組みが伸展しています。

わたしたちもこのような認識に立ち、身の回りの環境への配慮はもちろん、先進国の温室効果ガスの排出量などを定めたいわゆる「京都議定書」などのように、地球全体のことを考えた施策の推進にも努めていかなければなりません。

区 分	条 例 文
調査、監視及び測定体制の整備	第 21 条 市は、環境の状況を把握し、適正に環境施策を推進するために、必要な調査、監視及び測定体制の整備に努めるものとする。

趣旨 本条では、専門技術者の配置、測定機器の整備等、必要となる調査・監視・測定等の体制を整備し、常に環境の状況を把握するとともに、その結果を踏まえ、環境の保全及び創造に関する施策を推進していくものとしています。また、広域的な監視が必要な場合等は、他の調査研究機関との連携を積極的にとりながら、環境に関する状況の把握、情報の共有に努めていきます。さらに、国の研修機関等への職員の派遣研修を通じた、他の自治体等との人的なネットワークづくりも重要な体制の整備の一つとなります。

解説

① 「調査」

監視、測定及び検査だけでは把握できない環境の状況についての調査、環境影響に関する予測や、人間等へ与える影響の予測に係る調査等の環境の変化の予測に関する調査を指します。

② 「監視」

継続的に環境の実態、施策の実施状況等を把握することをいいます。また、監視は、観測、測定等を手段として使う場合もあり、この場合は、公害関係法令の考え方と同様に、監視を行う者が自ら行う場合、その者以外が行った観測、測定等の結果を利用することも含みます。

③ 「測定」

有害物質の濃度等、事物の状態を表す量を把握したり、自然科学的手法によって、事物を観察したりすることをいいます。

④ 「体制の整備」

公害等の防止のための監視・測定網の整備をはじめ、専門の技術や知識を有する者の配置がこれに該当します。なお、現在実施されている監視についても、その観測、測定網を適正に配置し、必要に応じてさらに整備が必要なものについては、本条に基づいて新規の整備が行われることとなります。

なお、平成 17 年度から整備が進められている環境調査センターを核とした検査部門の統合による再編成としての「岡崎市総合検査センター」の整備は、その一つです。

区 分	条 例 文
環境への負荷を低減させる措置等	第22条 市は、環境への負荷を低減させるため、<u>①施設の整備その他の措置</u>が市民等により講じられることが必要であると認めるときは、<u>②適正な助成その他の措置</u>を講ずるように努めなければならない。 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、特に必要であると認めるときは、<u>③市民等に適正な負担</u>を求めることにより、自ら環境への負荷の低減に努めることを促す措置を講ずるものとする。 3 市は、環境への負荷の低減に関する施策の円滑な推進を図るため、<u>④必要な財源の確保</u>に努めるものとする。
	

趣旨 効果的推進のための種々の施策展開はもちろんですが、利便性を追求した現在のわたしたちのライフスタイルをはじめとして、身近なものから環境への負荷の低減に資するものに変えていかなければなりません。

第1項では市の適正な助成の必要性を説いています。

例えば、市民が合併処理浄化槽の設置を行うなど、生活に密着した生活排水対策への必要な投資に対して、ある一定の条件により、市からの補助金の支出を行い、環境への負荷を低減させる措置を実現させていくことが必要です。

また、第2項では、市からの説明責任を十二分に果たすことが必要不可欠ですが、今後、考えられる環境への負荷を低減させる措置に対して、市民等に適正な経済負担などを求めていくことを明らかにしています。つまり、「受益者負担の原則」です。

なお、第3項では、今後とも厳しい財政状況が続いていきますが、わたしたちの次の世代へ、かけがえのない自然環境や地球環境をつなげていくために、市としても必要な財源確保を明記したものです。

解説

① 「施設の整備その他の措置」

具体的には、例えば、趣旨に記載の合併処理浄化槽の設置や、低公害車の購入、住宅用太陽光発電システムの設置などを想定しています。

② 「適正な助成その他の措置」

一般的には、市からの補助金による金銭的な助成です。このほか、金銭的なもの以外にもボランティア活動に対する市職員の応援派遣などが想定されます。

③ 「市民等に適正な負担」

例えば、現状のごみ処理の場合、市民等に求める適正な負担としては、労力として分別することの負担を求めています。また、経済的には 100 キログラムを超える粗大ごみの処理手数料の負担が挙げられます。なお、将来的には、ごみの有料化の議論も視野に入れていきます。

④ 「財源の確保」

環境施策に要する費用の確保については、さまざまな手段が考えられますが十分な議論を経て、慎重に判断することが求められます。

また、この規定に基づき、「岡崎市環境施策推進基金」をこの条例の施行に合わせて創設しました。

第 5 章 岡崎市環境審議会

区 分	条 例 文
設置	第 23 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 5 条の 7 の規定に基づき、岡崎市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

趣旨 本市に、市長の附属機関として、環境基本法第 44 条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 7 の規定に基づく、環境の保全に関する基本的事項の調査審議等を行うため、「岡崎市環境審議会」を設置する旨を明らかにしています。

なお、この審議会は、従来からの「岡崎市廃棄物減量等推進審議会」が所掌する廃棄物の減量その他その適正処理等に関する事項なども併せて審議していくこととします。

この統合は、もちろん行政改革の一環として取り組んだことです。平成 11 年の「地方分権」の流れの中で、「必置規制の見直し」により、審議会の統合・運営の弾力化が図られ、地域の実情に応じて一部の審議会の自主的な運営が可能となりました。

この条例施行後、経過措置を経て、二つの審議会を統合し、環境に関する審議機関の効率的、有機的な運営を図ります。

参考

環境基本法

(市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

第 44 条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(廃棄物減量等推進審議会)

第 5 条の 7 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

区 分	条 例 文
所掌事務	第24条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。 (1) 環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項 (2) 環境基本計画に関する事項 (3) 良好な景観及び環境の保全及び形成に資するまちづくりに関する事項 (4) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する事項

趣旨 この条では、環境審議会が行う調査審議事項について、基本的な項目を掲げています。

前条でも述べているように、本市の環境審議会は、環境基本法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律でそれぞれ規定している2つの審議会の機能を併せ持つ位置づけとしています。このことにより、本市における環境の保全及び創造に対する調査審議が、より一層、有機的に行われる体制づくりを目指していきます。

区 分	条 例 文
組織	第 25 条 審議会は、30 人以内の委員をもって組織する

趣旨 従来の委員の定員は、環境審議会が 20 人、廃棄物減量等推進審議会が 20 人でした。

また、「環境審議会」は、「岡崎市都市景観環境条例(平成 15 年 10 月 1 日廃止)」の規定による「都市景観環境審議会」と統合した経緯があります。さらなる行政改革の一環としてこの条例では、「環境審議会」と「廃棄物減量等推進審議会」を合わせて委員の定員を「30 人以内」としています。

より効果的に調査審議でき、しかも第 28 条で規定しているように、この審議会に、必要に応じて、部会を置くことができることとされています。これらのことを勘案して審議会の委員の定員を定めています。

区 分	条 例 文
委員	第26条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。 (1) 学識経験を有する者 (2) 各種団体の代表者 (3) 公募した市民 (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

趣旨 今日の環境問題に適切な対応をしていくためには、複雑多岐にわたる専門的知識や、広い視野に立った検討に加え、忘れてならないのは、市民の目線で絶えず市の施策を、温かさのなかにも厳しい視点で見守ることが非常に重要です。

第 1 項では、このような観点から、審議会の構成員を、(1) 学識経験を有する者、(2) 各種団体の代表者、(3) 公募した市民、(4) その他市長が適当と認める者 と定め、本市の今後の環境行政全般にわたり、多角的な判断ができる体制としています。

また、第 2 項では、委員の任期を 2 年と定めていますが、再任については敢えて言及せず、その時々合った体制づくりができるように考えています。

区 分	条 例 文
会長	第27条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。 2 会長は、会務を総理する。 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があら

	かじめ指名する委員がその職務を代理する。
--	----------------------

趣旨 市長の諮問機関である審議会の代表者に関する規定です。

区 分	条 例 文
運営	第28条 会長は、必要に応じて、諮問事項に関する専門的な調査又は検討を行わせるため、審議会に部会を設置することができる。 2 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

趣旨 審議会の調査審議事項は、非常に広範にわたることが考えられます。

従って、審議会に部会を置き、機動的・弾力的な運営が可能となるようにしたものです。もちろん、部会で調査審議した事項は、審議会委員全員で再度、審議等を行います。

また、この条例に規定されているほか、審議会の運営等に関しては、審議会が自ら定めていくこととします。

区 分	条 例 文
附則	(施行期日) 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。 (岡崎市廃棄物減量等推進審議会条例等の廃止) 2 次に掲げる条例は、廃止する。 (1) 岡崎市廃棄物減量等推進審議会条例（平成6年岡崎市条例第10号） (2) 岡崎市環境審議会条例（平成6年岡崎市条例第25号） (岡崎市廃棄物減量等推進審議会条例等の廃止に伴う経過措置) 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の岡崎市廃棄物減量等推進審議会条例第4条第1項及び岡崎市環境審議会条例第4条第1項の規定により任命された委員である者は、第25条の規定にかかわらず、第26条第1項の規定により任命された委員とみなす。

	4 前項の委員の任期は、第26条第2項本文の規定にかかわらず、平成18年11月30日までとする。 5 この条例の施行の際現に附則第2項の規定による廃止前の岡崎市環境審議会条例第5条第1項の規定により置かれた会長である者は、第27条第1項の規定により置かれた会長とみなす。 (岡崎市環境基本計画に係る経過措置) 6 この条例の施行の際現に策定されている岡崎市環境基本計画は、第10条第1項の規定により策定された環境基本計画とみなす。
--	---

1 施行期日

この条例は、本市の環境に対する理念を規定する条例ですので、周知期間は、特に設けずに、「水」と「緑」をキーワードに行う額田町との合併期日を条例の「施行期日」としています。

2 関係する審議会条例の廃止

従来、個別に規定されていた2つの審議会に係る条例を廃止し、この条例の施行日以降は、この条例の第23条の規定に基づき、「岡崎市環境審議会」が設置されることから、個別の条例を廃止するものです。

3～4 審議会条例等の廃止に伴う経過措置

現在、任命されている委員の任期は、次のとおりです。

- 岡崎市廃棄物減量等推進審議会条例第4条第1項の規定により任命された委員である者(20人)

平成18年8月31日

- 岡崎市環境審議会条例第4条第1項の規定により任命された委員である者(20人。うち廃棄物減量等推進審議会委員と重複する委員が3人)

平成18年11月30日

したがって、条例施行日の平成18年1月1日から同年11月30日までは、現在、任命されている40人(3人が重複して任命されており、実質は委員37人)を、この条例第26条第1項の規定により任命された「委員」とみなします。(したがって、廃棄物減量等推進審議会委員の任期を3か月延長することとなります。)

「みなす」とは、ある事物(A)を、それと性質を異にする他の事物(B)と、一定の法律関係において同一視することを表す時に用いる法律用語です。

5 審議会の会長

現在の環境審議会の「会長」が、条例施行後も引き続き、平成 18 年 11 月 30 日までの任期中は、会長の職にあることを規定しています。

6 環境基本計画に係る経過措置

平成 11 年 3 月に策定された環境基本計画について、この条例施行後も有効なものとして経過措置を定めています。

この条例の規定による次期「環境基本計画」は、平成 21 年度の策定を目指して、段階的に準備に取り組んでいます。